



2024年9月27日

各 位

会 社 名 オリコン株式会社  
代表者名 代表取締役社長 小池 恒  
(コード番号：4800 東証スタンダード市場)  
問合せ先 企業広報部長 山口幸作  
T E L 03-3405-5252 (代表)

## (訂正)「当社連結子会社におけるモバイル事業の譲渡に伴う子会社の設立並びに 会社分割及び当社子会社株式の譲渡に関するお知らせ」の一部訂正について

当社が、2024年9月25日に公表いたしました「当社連結子会社におけるモバイル事業の譲渡に伴う子会社の設立並びに会社分割及び当社子会社株式の譲渡に関するお知らせ」の記載内容に一部誤りがございましたので、下記の通りお知らせいたします。訂正箇所には下線を付して表示しております。

### 記

#### 【訂正箇所】

#### 1 ページ 序文

##### (訂正前)

本取引は、オリコン エムイーが新たに設立する完全子会社（以下「対象会社」）に対して、オリコン エムイーが本事業に関する資産等を会社分割（以下「本件会社分割」）の方法により承継させる等した上で、対象会社の発行済株式の全部をメディアアーノに譲渡（以下「本件株式譲渡」）する方法で行うことを予定しております。

なお、本件会社分割は、当社の完全子会社が吸収分割承継会社となる簡易吸収合併であることから、適時開示の際に必要とされる事項・内容を一部省略して開示しております。

##### (訂正後)

本取引は、オリコン エムイーが新たに設立する完全子会社（以下「新設分割設立会社」）に対して、オリコン エムイーが本事業に関する資産等を会社分割（以下「本件会社分割」）の方法により承継させる等した上で、新設分割設立会社の発行済株式の全部をメディアアーノに譲渡（以下「本件株式譲渡」）する方法で行うことを予定しております。

なお、本件会社分割は、当社の連結子会社であるオリコン エムイーにおいて、簡易新設分割の要件に該当することから、適時開示の際に必要とされる事項・内容を一部省略して開示しております。

##### (訂正前)

#### 2. 対象会社（新会社）設立の概要（予定）

##### (訂正後)

#### 2. 新設分割設立会社の概要（予定）

## 2 ページ 3. 本件会社分割の要旨

(訂正前)

### (1) 本件会社分割の日程

- |                   |                |
|-------------------|----------------|
| ① 取締役会決議日         | 2024年9月25日     |
| ② 承継会社の設立日        | 2024年11月1日(予定) |
| ③ 吸収分割契約締結日       | 2024年11月1日(予定) |
| ④ 吸収分割の実施日(効力発生日) | 2024年11月1日(予定) |

※本件会社分割は、オリコン エムイーにおいては会社法第784条2項に規定する簡易分割であり、承継会社においては会社法第796条1項に規定する略式分割に該当するため、それぞれ吸収分割契約の承認に係る株主総会の決議による承認を得ずに行う予定です。

### (2) 本件会社分割の方式

オリコン エムイーを吸収分割会社とし、対象会社を吸収分割承継会社とする吸収分割です。

### (6) 承継会社が承継する権利義務

承継会社は、本件会社分割の効力発生日において、オリコン エムイーが有するモバイル事業に関する資産、債務、契約その他の権利義務を会社分割契約書に定める範囲において承継します。

### (7) 債務履行の見込み

承継会社が、本件会社分割の効力発生日以降における負担すべき債務について、履行の見込みに問題はないものと判断しております。

(訂正後)

### (1) 本件会社分割の日程

- |                |                |
|----------------|----------------|
| ① 取締役会決議日      | 2024年9月25日     |
| ② 新設分割設立会社の設立日 | 2024年11月1日(予定) |
| ③ 本件会社分割の効力発生日 | 2024年11月1日(予定) |
| ④ 株式譲渡契約 効力発生日 | 2024年11月1日(予定) |

※本件会社分割は、オリコン エムイーにおいて会社法第805条に定める簡易新設分割に該当するため、同社の株主総会による新設分割計画の承認を得ずに行います。

### (2) 本件会社分割の方式

オリコン エムイーを新設分割会社とし、株式会社オリミュウを新設分割設立会社とする新設分割です。

### (6) 新設分割設立会社が承継する権利義務

新設分割設立会社は、本件会社分割の効力発生日において、オリコン エムイーが有するモバイル事業に関する資産、債務、契約その他の権利義務を新設分割計画書に定める範囲において承継します。

### (7) 債務履行の見込み

新設分割設立会社が、本件会社分割の効力発生日以降における負担すべき債務について、履行の見込みに問題はないものと判断しております。

2 ページ 4. 会社分割の当事会社の概要

(訂正前)

4. 会社分割の当事会社の概要 (2024年3月31日現在 (承継会社については、現時点の予定。))

|   |     | 分割会社 (オリコン エムイー) | 承継会社 (オリミュウ) |
|---|-----|------------------|--------------|
| ⑧ | 決算期 | 3月31日            | <u>3月31日</u> |

(訂正後)

4. 会社分割の当事会社の概要 (2024年3月31日現在 (新設分割設立会社については、現時点の予定。))

|   |     | 新設分割会社 (オリコン エムイー) | 新設分割設立会社 (オリミュウ) |
|---|-----|--------------------|------------------|
| ⑧ | 決算期 | 3月31日              | <u>9月30日</u>     |

以 上